

第4 自作農財産の維持・管理及び処分

第4 自作農財産の維持・管理及び処分

1 国有農地等の管理

平成21年12月に全面改正される前の農地法（以下「旧農地法」という。）、旧自作農創設特別措置法による買収、又は国有財産法により他省庁が所管する農地の所管換を受け農林省所管となった国有農地等について、知事は、農林水産省所管国有財産管理者として、旧農地法及び関係法令に基づき、維持保全、貸付け、国有財産台帳の整理、所管不明財産（既墾地）の所管調査等の事務を行っている。

また、国有農地等の処分を促進するとの国の方針により、知事は、境界確定測量等による処分のための業務を推進している。

平成28年度末の国有農地等は、農耕貸付 158筆 64,728㎡、転用貸付 99筆 38,846㎡、未貸付 1,091筆 296,698㎡、合計1,348筆 400,272㎡である。

これは、前年度と比較すると247筆の増となり、面積では47,835㎡の増である。

平成21年12月に農地法が全面改正され、法第7条の規定による農業生産法人（平成28年4月1日から「農地所有適格法人」に呼称変更）が農業生産法人でなくなった場合の買収を除き、原則として新規の買収が廃止となった。

また、新規に取得した農地は国が管理することとなったが、法改正前に取得した財産の管理については、改正法附則第8条第1項によりなお従前の例によることとされた。

（1）農地等の取得（表4-1-（1））

旧自作農創設特別措置法第3条、旧農地法第9条、第15条、第15条の3、第16条の規定により買収し、又は国有財産法第12条の規定により財務省その他から農林水産省が所管換を受けて、農地等を取得した。

平成28年度は、全国的に登記簿上農林水産省名義であるが台帳未登載の土地が多数発見され、調査を実施し新規に台帳登載した土地（購入の報告漏れ）が253筆50,573㎡あった。

（2）国有農地等管理状況（表4-1-（2））

国有農地の無断転用、無断耕作等の不法行為を未然に防止するとともに、各土地の現状を的確に把握し管理の適正を期すため、現地調査を行っている。

平成21年度に国有農地全筆の現地調査を実施し、翌22年度からは、毎年国有農地全筆の三分の一程度の現地調査を実施し、3年周期で全ての国有農地を計画的に調査することとしている。

また、境界確定により管理すべき土地の範囲を確定し、柵の設置等を行うとともに、必要に応じて除草、樹木の枝の剪定・伐採、雑物除去等を実施し適正な管理に努めている。

旧農地法第78条に係る国有財産の維持・管理に関する業務のうち、除草、樹木の剪定・伐採、フェンス設置等に伴う工事又は委託及び使用承認（開拓財産への水道管、下水管、電柱等の占用等）並びに境界確定等については、各農業事務所に事務委任している（処分に関する業務を除く）。（※平成16年4月1日改正後の千葉県事務委任規則第10条第5号イ参照。）

(3) 農地等の貸付（表4-1-(2)）

貸付は農耕貸付と転用貸付に分けられる。

ア 農耕貸付

(ア) 平成21年改正前の農地法施行令（以下「旧施行令」という。）第15条の2による貸付

国有農地等を耕作又は養畜の事業に供するための貸付

(イ) 旧施行令第15条の2及び旧法第9条等の継続貸付

国有農地等を取得の際、すでに地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃貸借、又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定されているものに係る貸付け

なお、平成21年の法改正により小作料の標準額が廃止され、それ以降は農業委員会の提供等による近傍類似農地の借賃を考慮し、対象農地の生産条件等を勘案して算定することとされた。

イ 転用貸付（旧施行令第15条の2による）

国有農地等を耕作又は養畜の事業以外の事業に一時供するための貸付で、学校敷地、道路敷のように公共のため必要であり、かつ、旧所有者、現在の耕作者の同意が必要である。

なお、転用貸付に係る使用料は、用途によって区分されており、例えば、非営利用では、固定資産税課税標準額×面積×2.0/100により算出する。

(4) 不要地認定

国有農地等で、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは、旧農地法第80条第1項の規定により不要地として国が認定する。

平成28年度の実績は、国有財産17筆6,963㎡、開拓財産5筆3,851㎡である。

(5) 国有農地等の処分

ア 旧施行令第16条第1項各号に該当する土地として不要地認定のあった場合は、旧農地法第80条の規定により国が国有農地等の売払等を行う。

(ア) 旧農地法第80条第2項売払（旧所有者優先の原則）

不要地認定のあった国有農地等は、旧農地法第80条第1項の規定により売り払われるが、同条第2項の規定により旧所有者又はその一般承継人に優先的権利がある。

この場合の売払価格は、旧国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第1条の規定により、買受申込時の時価の7割である。

(イ) 国有財産法第8条引継ぎ

平成26年度以降、国有農地等の所属が特別会計から一般会計へ移行したことにより、不要地認定のあった国有農地等で、上記（ア）の旧所有者等が買受権を放棄したものについては、原則として、国有財産法第8条の規定により財務大臣へ引き継ぐことになっている。引継ぎ後財務省から競争入札等で売り払われる。

イ 農業利用が適当な財産は、法第46条の規定の例により、農林水産省から競争入札等により、農地を効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められる者に売り払う（附則第8

条第2項)。

(6) 所管換

過去に他の省庁から農林水産省に所管換がされ、旧農地法第78条の規定により管理しているものの、その後旧農地法第80条の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは、従前の省庁へ所管を移す(いわゆる「逆所管換」)。

(7) 国有農地等の土地改良事業及び土地区画整理事業への編入承認、換地承認

土地改良事業者又は土地区画整理事業者から、国有農地等を事業区域内へ編入し、換地するための承認申請があった場合、調査のうえ支障がないものと判断されれば関東農政局長が承認する。

(8) 買収・売渡登記の促進

旧農地法又は旧自作農創設特別措置法に基づく土地の買収、売渡等に伴う登記について現在なお未了のものが相当数残存している。未登記の解消は、買収、売渡し等に伴う権利変動を最終的に確定し、農業経営の安定を図る上で必要であり、早期に完了すべく努めてきた。

また、旧自作農創設特別措置法に基づく農地(既墾地)の買収・売渡処分等に関する登記未了事案については、農地法施行令(昭和27年法律第230号)第2条ないし第4条の規定により、なお従前の例により知事が職権で登記嘱託できるとされている。なお、平成28年度は3件の登記是正を実施した。

(9) 国有財産管理人

知事は、国有農地等の管理を適正に行うため、「食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)所属国有財産管理人設置要領」(※)に基づき、国有財産管理人を設置している。

平成28年度の設置状況は、千葉市2名、船橋市2名、木更津市1名、鎌ヶ谷市1名、市川市1名、松戸市1名、館山市1名、茂原市1名の計10名であり、各管理人は国有財産の見廻りを行っている。

(※平成26年4月1日付けで、国有農地等の所属が食糧安定供給特別会計から一般会計へ移行したが、本要領の改正は実施されず、読替えで対応することとされた。)

<表4-1-(1) 国有農地等管理状況>

平成29年3月31日現在

年度	項目	総数	増 減 内 容											
			増					減						
			購入の 報告洩	換地	分筆又 は実測	その他	計	売渡	売払	換地	買収 取消	合筆又 は実測	その他	計
20	筆数	1,040	10	0	0	0	10	5	13	0	0	0	0	18
	面積(㎡)	343,575	12,825	0	217	0	13,042	1,340	3,073	0	0	71	0	4,484
21	筆数	1,038	9	0	4	6	19	16	6	0	0	0	0	22
	面積(㎡)	346,153	4,654	0	826	2,930	8,410	9,847	357	0	0	1	0	10,205
22	筆数	1,057	15	0	12	0	27	0	3	0	0	5	0	8
	面積(㎡)	349,005	3,189	0	473	0	3,662	0	335	0	0	475	0	810
23	筆数	1,055	3	0	5	0	8	0	10	0	0	0	0	10
	面積(㎡)	349,204	2,104	0	592	0	2,696	0	2,172	0	0	325	0	2,497
24	筆数	1,067	12	0	5	0	17	0	4	0	0	0	1	5
	面積(㎡)	349,926	1,695	0	1,689	0	3,384	0	503	0	0	2,004	155	2,662
25	筆数	1,066	10	1	4	0	15	0	14	1	0	0	1	16
	面積(㎡)	347,622	1,215	157	855	0	2,227	0	3,354	257	0	630	290	4,531
26	筆数	1,097	3	0	1	41	45	0	14	0	0	0	0	14
	面積(㎡)	351,146	720	0	48	5,821	6,589	0	1,553	0	0	187	325	2,065
27	筆数	1,101	6	0	3	0	9	0	2	0	0	0	3	5
	面積(㎡)	352,437	751	0	1,053	0	1,804	0	694	0	0	525	294	1,513
28	筆数	1,348	253	0	2	0	255	0	3	0	0	0	5	8
	面積(㎡)	400,272	50,573	0	342	0	50,915	0	1,617	193	0	764	699	3,273

- (注) 1 増・減の「換地」は土地改良法，土地区画整理法によるもの。
 2 増加の「その他」は買収，所管換，売払取消，購入の誤謬訂正等である。
 3 「売渡」は旧農地法第36条によるもの。
 4 「売払」は旧農地法第80条，法第46条によるもの。
 5 減少の「その他」は所管換，購入の誤謬訂正，国有財産法第8条引継ぎ等である。

<表4-1-(2) 年度別国有農地等管理状況>

平成29年3月31日現在

年度	総数		農耕貸付		転用貸付		未貸付	
	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)
平成19年度	1,048	335,017	243	102,364	109	40,396	696	192,257
平成20年度	1,040	343,575	236	94,491	104	38,981	700	210,103
平成21年度	1,038	346,153	230	92,800	104	38,834	704	214,519
平成22年度	1,057	349,005	208	86,329	106	39,023	743	223,653
平成23年度	1,055	349,204	199	84,036	103	38,689	753	226,479
平成24年度	1,067	349,926	187	76,619	110	40,038	770	233,269
平成25年度	1,066	347,622	185	74,683	104	38,206	777	234,733
平成26年度	1,097	352,146	181	73,037	104	38,909	812	240,200
平成27年度	1,101	352,437	166	67,618	104	38,909	831	245,910
平成28年度	1,348	400,272	158	64,728	99	38,846	1,091	296,698

<表4-1-(3) 国有農地等市町村別一覽表>

平成29年3月31日現在

市町村名		筆数	面積(m ²)	市町村名		筆数	
千葉	千葉市	67	26,854	山	東金市	47	12,993
	習志野市	1	1,110		山武市	15	4,210
	市原市	19	2,048		大網白里町	3	1,258
	八千代市	14	5,041		九十九里町	9	677
	計	101	35,053		横芝光町	5	360
東葛飾	市川市	44	8,978	武	芝山町	5	781
	船橋市	77	12,276		計	84	20,279
	松戸市	57	8,199	長生	茂原市	60	13,444
	野田市	31	15,910		一宮町	4	715
	柏市	15	3,964		睦沢町	0	0
	流山市	7	3,745		長生村	0	0
	我孫子市	5	523		白子町	15	2,558
	鎌ヶ谷市	80	25,065		長柄町	18	6,462
	浦安市	4	577		長南町	3	339
	計	320	79,237		計	100	23,518
印旛	成田市	20	4,437	夷隅	勝浦市	23	3,742
	佐倉市	74	29,828		いすみ市	26	5,956
	四街道市	2	1,110		大多喜町	17	2,272
	八街市	17	16,295		御宿町	8	2,942
	印西市	25	8,654		計	74	14,912
	白井市	1	277	安房	館山市	132	39,189
	富里市	8	10,828		鴨川市	26	5,671
	酒々井町	22	11,375		南房総市	44	17,172
	栄町	15	8,577		鋸南町	9	498
	計	184	91,381		計	211	62,530
香取	香取市	42	9,734	君津	木更津市	86	19,936
	神崎町	1	190		君津市	38	10,474
	東庄町	12	6,922		富津市	42	10,534
	多古町	0	0		袖ヶ浦市	9	5,415
	計	55	16,846		計	175	46,359
海匝	銚子市	12	2,252				
	匝瑳市	18	3,263				
	旭市	14	4,642				
	計	44	10,157	合計	1,348	400,272	

2 開拓財産の管理

旧自作農創設特別措置法第30条又は旧農地法第44条、第72条等の規定による未墾地の買収並びに国有財産法第12条の規定により他省庁所管の国有未墾地の所管換により農林水産省が取得した財産（以下、「開拓財産」という。）については、国有農地と同様に旧農地法及び関係諸法令に基づき適正管理に努めており、国とともに売払・所管換等処分の促進を図っている。また、残っている財産は道水路がほとんどを占めており、市町村への譲与を行っている。

平成28年度末現在の開拓財産管理面積は、77地区1,787,224㎡である。

この管理状況としては、転用貸付地13,605㎡、未貸付地1,773,619㎡となっている。

(1) 売 渡

旧農地法第61条の規定により、自作農として農業に精進する見込みのある者に対し、農業会議の意見を聴いて適当と認められる者を選定し売渡を行ってきた。

なお、売り渡した開拓財産のうち、旧農地法第71条の規定により開墾完了期限の到来したものについて、土地利用状況検査を実施し、売渡の用途どおり利用していない場合は勧告又は旧農地法第72条の規定による買戻を行ってきた（平成21年の農地法改正により新規の売渡がなくなり、売渡済の土地はすべて検査済のため、現在同条による買戻はない。）。

(2) 譲 与

開拓財産のうち、道路、水路、ため池等は、その用途を廃止したとき旧農地法第74条の2の規定により、これを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区等に譲与している。

(3) 所管換

他省庁から所管換された開拓財産のうち、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しない土地については、旧施行令第16条第1項各号に該当するとして不要地認定を行ったうえ国有財産法第12条の規定により元の省庁に所管換をしている（いわゆる「逆所管換」）。

(4) 売 払

旧施行令第16条第1項各号に該当する土地として不要地認定があった場合は、同法第80条の規定により国が売払を行っている。

ア 旧農地法第80条第2項売払（旧所有者優先の原則）

旧自作農創設特別措置法第30条又は旧農地法第44条の規定により買収した土地のうち、不要地認定のあった土地については、旧所有者又はその一般承継人に売払を行っている。

なお、売払価格は、旧国有農地等の売払に関する特別措置法施行令第1条の規定により買受申込時の時価の7割である。

イ 国有財産法第8条引継ぎ

旧農地法第72条の規定により買収し不要地認定のあった土地及び上記アに該当する土地のうち、旧所有者等が買受権を放棄した土地については、原則として、国有財産法第8条の規定により財務大臣へ引き継ぐことになっている。引継ぎ後財務省から競争入札等で売り払われる。

(5) 転用貸付

不要地認定のあった土地について、処分までの暫定措置として旧農地法施行令第15条の2の規定により転用貸付を行っている。

(6) 登記事務

開拓財産については下記の登記事務を行っている。

ア 旧自作農創設特別措置法又は旧農地法の規定により行った開拓財産の買収、売渡等の処分是正に伴う登記事務。

イ 旧自作農創設特別措置登記令の規定による登記用紙の閉鎖未済の解消及び欄外登記の見落とし等を原因とする二重登記の解消（閉鎖申出，抹消登記）。

ウ 各種開拓財産の処分に係る表示，所有権保存及び所有権移転登記等の登記事務。

(7) 実地検査

開拓財産の無断転用，無断使用等の不法行為の未然防止を図るとともに各土地の現状を的確に把握し，管理の適正を期するため順次実施している。

(8) 不存在財産と確認調査

不存在財産とは，開拓財産台帳には登載されているが，台帳数量に相応する財産が現地において存在しないものをいい，財産管理上問題を生じているため「開拓財産確認調査特別促進事業」に基づき調査を実施し，関東農政局と協議のうえ是正処置を行ってきた（平成13年度まで実施）。

(9) 使用承認及び境界確定の協議

開拓財産道路等の改修等及び水道管，ガス管等の埋設に係る使用承認申請に対しては，審査のうえ承認している。また，国有財産法第31条の3の規定により開拓財産と隣接地主との境界確定協議を行い，その境界を明らかにして管理及び処分の適正を図っている。

<表 4 - 2 - (1) 開拓財産管理状況>

平成29年3月31日現在

年度	管理総計		増 減 内 容 (㎡)							
	地区数	面積(㎡)	計	所管換	整理換	売渡	譲与	確認調査	実測	その他
19	77	(7,821)	増	13,514		2,488			11,026	
		1,868,817	減	(208) 21,972	1,223			20,610	139	
20	76	(8,173)	増	6,373					42	6,331
		1,841,722	減	33,466	6,338			20,667	132	6,329
21	77	(8,173)	増	3,778					2,659	1,119
		1,799,927	減	(10,165) 44,739	6,157			37,593	471	518
22	77	(8,173)	増	84						84
		1,799,927	減	(30,327) 2,883						2,883
23	77	(8,173)	増	(1,376) 31					31	
		1,797,434	減	22,321	2,524					19,797
24	77	(8,173)	増	827				827		
		1,794,536	減	(397) 6,271	369			2,609		3,293
25	76	(8,173)	増	1,535				370	1,165	
		1,787,053	減	(397) 12,285	6,964			1,808	220	3,293
26	76	(8,173)	増	25,599				370	1,165	24,064
		1,786,630	減	(320) 22,721	557				134	22,030
27	76	(8,173)	増							
		1,786,163	減	467	385				82	
28		(8,173)	増	1,061						1,061
		1,787,224	減							

(注) ()内は、外数であり、関東農政局で転用貸付等を行っている数値である。

<表4-2-(2) 開拓財産管理状況>

平成29年3月31日現在

口 座 名	管理面積 (㎡) (A)	転用貸付(㎡)			県内開拓 財産合計 (㎡) (A)+(C)	所在市町村
		県 管理分 (B)	国 管理分 (C)	計 (B)+(C)		
八 街 飛 行 場	9,705				9,705	八街市
香 取 航 空 基 地	162,714				162,714	旭市, 匝瑳市
松 戸 飛 行 場	29,384	336		336	29,384	松戸市
横 芝 飛 行 場	24,225				24,225	横芝光町
銚 子 飛 行 場	106				106	銚子市
東 金 飛 行 場	8,201				8,201	東金市
国 府 台 東 練 兵 場	14,353	1,486		1,486	14,353	市川市
誉 田 滑 空 場	91,318				91,318	千葉市
陸軍工兵学校胡録台	730				730	松戸市
飯 岡 高 射 砲 射 場	3,907				3,907	銚子市
陸軍航空本部経理部(秋水基地)	919				919	柏市
千 葉 小 銃 射 撃 場	4,282				4,282	千葉市
防 空 学 校 小 仲 台	1,850				1,850	千葉市
習 志 野 演 習 場	12,942		1,153	1,153	14,095	習志野市
陸 軍 一 の 宮 演 習 場	250				250	一宮町
高 柳	423				423	木更津市
洲 の 崎	169				169	館山市
三 里 塚	243,568				243,568	成田市
南 日 当	591				591	白子町
城 ノ 内	6,782				6,782	長生村
大 寺	2,366				2,366	木更津市
茂 原 航 空 基 地	22,331	3,420		3,420	22,331	茂原市
下志津演習場飛行場	733,473	1,193		1,194	733,473	千葉市, 四街道市, 佐倉市
松 戸 八 柱 演 習 場	15,744				15,744	松戸市
鉄道第二連隊津田沼作業場	1,279				1,279	習志野市
第 四 航 空 教 育 隊	184				184	柏市
五 貫 津	16,328				16,328	印西市
東 部 教 育 隊	241				241	船橋市
村 上	4,786				4,786	市原市
坊 堰	37				37	東庄町

表4-2-(2) 開拓財産管理状況(続き)

平成29年3月31日現在

口 座 名	管理面積 (㎡) (A)	転用貸付(㎡)			県内開拓 財産合計 (㎡) (A)+(C)	所在市町村
		県 管理分 (B)	国 管理分 (C)	計 (B)+(C)		
若 松	9,939				9,939	千葉市
大 池	5,029				5,029	木更津市
大 坪	804				804	匝瑳市
神 生	11,544				11,544	香取市
十 余 三	9,003				9,003	成田市
富 岡	430				430	木更津市
大 須 賀	4,006				4,006	成田市
布 鎌	1,983				1,983	栄町
佐 原	129,200				129,200	香取市
鬼 泪 山	1,273				1,273	富津市
真 理 谷	2,405				2,405	木更津市
粟 生 野	1,853				1,853	茂原市
佐 和	2,330				2,330	千葉市
緑 海 村 海 岸	458				458	山武市
伊 豆 島	1,305				1,305	木更津市
香 取 第 二	2,958				2,958	旭市
鷹 の 台	2,710				2,710	千葉市
勝 田	15,705				15,705	千葉市, 八千代市
長 沼	83,470				83,470	成田市
老 川 開 拓 道 路	4,466				4,466	大多喜町
市 和 田 浦	3,577				3,577	香取市
老 川	12,934				12,934	大多喜町
白 井 久 保	4,324				4,324	勝浦市
木 更 津 市	15,191	6,330	6,666	12,996	21,857	木更津市
鎌 ヶ 谷 村	375	341		341	375	鎌ヶ谷市
梅 郷 村	499	499		499	499	野田市
市 川 市	2,492				2,492	市川市
船 橋 市	1,689				1,689	船橋市

表 4 - 2 - (2) 開拓財産管理状況 (続き)

平成29年3月31日現在

口 座 名	管理面積 (㎡) (A)	転用貸付(㎡)			県内開拓 財産合計 (㎡)	所在市町村
		県 管理分 (B)	国 管理分 (C)	計 (B)+(C)	(A)+(C)	
遠 山 村	464		354	354	818	成田市
東 条 村	1,237				1,237	多古町
酒 々 井 町	5,989				5,989	酒々井町
川 上 村	2,713				2,713	八街市
和 田 村	1,435				1,435	佐倉市
八 街 町	18,458				18,458	八街市
旭 村 (印 旛)	54				54	佐倉市
昭 栄 村	793				793	成田市
豊 岡 村	357				357	銚子市, 旭市
環 村	693				693	富津市
東 金 町	595				595	東金市
阿 蘇 村	423				423	八千代市
源 村	3,217				3,217	東金市
豊 岡 村 (松 尾)	1,037				1,037	山武市
新 川 村	2,084				2,084	流山市
多 古 町	1,017				1,017	多古町
鳴 浜 村	336				336	山武市
蓮 沼	121				121	山武市
上 瀑 村	1,061				1,061	大多喜町
合 計	1,787,224	13,605	8,173	21,778	1,795,397	

(注) (B)は、管理面積(A)の内数である。

3 債権の管理及び歳入の徴収等

(1) 農地对価等の取扱い

国有農地等及び開拓財産に係る農地对価等の債権については国の一般会計に所属し、歳入徴収官（県農林水産部長）が、「国の債権の管理等に関する法律」（以下「債権管理法」という。）等に基づいて管理し、歳入金の徴収に関する事務は、会計法、農地法、「予算決算及び会計令」、「出納官吏事務規程」、その他関係法令に基づいて取り扱っている。

(2) 債権の管理事務

ア 債権の種類

- (ア) 旧農地法第36条、第61条、第69条、第70条の規定により売り渡した農地等の売渡対価に係る債権
- (イ) 旧農地法第78条又は旧自創法第46条の規定により貸し付けられた土地の使用料に係る債権
- (ウ) 旧農地法第68条の規定により貸し付けられた土地の一時使用料に係る債権
- (エ) 国有農地等の無断潰廃、無断使用に係る損害賠償金及び不当利得返還金に係る債権
- (オ) 国有農地等の貸付手続未済による既往使用料に係る債権
- (カ) (ア)～(エ)に係る延滞金債権

なお、旧農地法第80条の規定による売払い及び同法施行規則第46条の規定による用途外の貸付けに係る債権の管理は国が直接行っている。

イ 債権の管理保全

歳入徴収官は、知事から発生のお知らせを受けた債権について、調査確認のうえ履行の請求をし、債権保全のため必要に応じて督促、時効の中断等の措置を講じるとともに、国が行う債権取立、内容変更、免除等に関し、調査及び進達の関係事務を行っている。

(3) 歳入金の徴収

ア 歳入金の徴収

平成28年度の実績は、徴収決定額203件44,897,046円（過年度繰越金39件8,248,911円、新規発生分164件36,648,135円）、収納済額160件33,488,530円であり、収納未済額は43件11,408,516円、収納率74.6%となっている。

イ 滞納整理

平成28年度、不納欠損、徴収停止の実績はない。

ウ 年賦金の繰上償還

平成28年度の実績はない。

また、平成17年度、旧農地法第61条未墾地売渡1件について、平成17年度から平成32年度までの年賦償還を受けていたが、債務者の経済状況悪化により売渡地が市税の滞納処分により公売に付された。そのため、歳入徴収官千葉県農林水産部長は、未済償還金の繰上請求を行った。

国は、売渡地に抵当権を設定していたため、公売の配当を受けたが、売渡代金（元本＋

利息) 2,878,952円, 延滞金315,600円が未納として残っている。

(4) 歳入機関等

ア 債権管理法第5条の規定により、債権管理の機関は歳入徴収官千葉県農林水産部長に委任されている。

イ 会計法第48条、「予算決算及び会計令」第140条、「債権管理要領」第3章の規定により、国から委任されている歳入金の収納機関は次のとおりである。

徴収機関	都道府県
歳入徴収官	千葉県農林水産部長
歳入徴収官代理	千葉県農林水産部農地・農村振興課長

(5) 農地对価支払事務

農地買収対価等の支払い及び買収処分の取消し、その他の訂正処分に伴う過払金回収、払戻金等の経理事務を行っている。いずれも平成28年度の実績はない。

ア 買収対価等の支払

旧農地法による買収対価の支払いは、買収期日までに支払われることが買収の効力要件(旧農地法第13条)となっていたため、買収期日までに被買収者に支払われている。

また、支払事務を画一化するため、買収期日を各年度の7月1日、11月1日、3月1日の3回に定めている。

イ 払戻金の支払

旧自創法、旧農地法の売渡処分の取消し等に伴う払戻金は、過誤納者に通知し、請求により支払い手続を行っている。

ウ 過払金の回収

買収処分の解消等により誤払いとなった過払金について、発生の都度回収の手続を行っている。

(6) 交付金交付事務

国は、農地法、同施行令等の実施に伴う国有農地等管理処分の事務取扱に要する経費を負担するため、県(県を経由してその一部を国有農地等所在市町村)に、「国有農地等管理処分事務取扱交付金交付要綱」に基づき、交付金を交付している。

